

令和4年8月4日
危機管理監室危機対策課

令和4年8月3日からの大雨による災害にかかる災害救助法の適用について

令和4年8月3日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、下記のとおり災害救助法の適用を決定しました。

記

1 災害救助法の適用について

(1) 災害救助法適用市町村

金沢市、小松市、白山市、加賀市、能美市、野々市市、能美郡川北町

(2) 法適用日

8月4日

(3) 被害の状況等

大雨による災害により多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。

(4) 備考

災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

2 これまでにとられた措置

避難所の設置等

(お問合せ先)
石川県危機管理監室危機対策課
電話：076 - 225 - 1480
内線：4280